

地域未来交付金（地域未来推進型）
交付要領
（インフラ整備事業（道路整備事業））

令和 7 年 4 月 1 日
国都総第 4331 号
国道総第 669 号

（最終改正）令和 8 年 4 月 7 日
国都総第 3564 号
国道総第 593 号

国土交通省都市局長
国土交通省道路局長

第 1 通 則

地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号、府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 1 3）に定める地域未来推進型（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（道路整備事業））（令和 8 年 4 月 7 日付け、国都街第 127 号、国道環第 135 号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付申請

- 1 要綱第 9 の交付申請書の様式は、別紙 1 のとおりとする。地方公共団体は、地方整備局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 第 2 1 の規定にかかわらず、道路の整備に係る交付申請については、「補

助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」(平成12年4月13日付け建設省告示第1171号)によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方整備局等に進達するものとする。

第3 変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。第2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第4 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第5 遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、別紙4のとおりとする。第2の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第6 実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は別紙5及び別紙6のとおりとする。第2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第7 事業の適正な実施

都道府県知事は、要綱第6-3に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第9及び要綱第10に定める申請、要綱第13に定める報告並びに第2に定める進達を行うときは、別紙7を作成し添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 地方創生道整備推進交付金交付要領(平成28年4月20日付け28農振第167号農林水産省農村振興局長通知、28林整整第30号林野庁長官通知、国道総第26号国土交通省道路局長通知。以下「旧要領」という。)は廃止する。

- 3 この要領の施行の際、現に旧要領に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要領は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第5条第4項第1号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

附則（令和8年4月7日付け国都総第3564号及び国道総第593号）

- 1 本要領は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、現に改正前の要領に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。